

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業	事務事業名 交通安全推進事業
-------------------	-----------------------

区分	番号	名 称						
章	2	自然とともに暮らすまち						
節	3	安全に安心して暮らせるまちづくり						
施策	3	交通安全の推進						
小分類	1	交通安全意識の高揚						
主要な施策	1	交通安全に関する意識啓発の強化						
事務事業番号	001	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td style="background-color: #f4b084;">事務事業コード</td> <td>23311001</td> <td style="background-color: #f4b084;">事業開始年度</td> <td>昭和 - 年度</td> <td style="background-color: #f4b084;">事業終了年度</td> <td>平成 - 年度</td> </tr> </table>	事務事業コード	23311001	事業開始年度	昭和 - 年度	事業終了年度	平成 - 年度
事務事業コード	23311001	事業開始年度	昭和 - 年度	事業終了年度	平成 - 年度			

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	交通安全推進経費
------	------	------------	----------

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービス G
-----	-------	-------	----------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

目的	<p style="background-color: #ffffcc;">（事務事業の実施目的を具体的に記載してください）</p> 交通安全啓発運動等を実施して市民の交通安全意識を高め、悲惨な交通事故を減少させる。
手段（事業の内容・活動）	<p style="background-color: #ffffcc;">（目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください）</p> 交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教育や全市的な交通安全運動の推進に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童に対する交通安全啓発運動 ・高齢者交通安全啓発運動 ・パトライト夜間街頭啓発運動 ・交通安全標語の募集、表彰 ・歳末交通安全啓発運動 ・シートベルト着用調査 ・ジャンボ検問街頭啓発運動 ・人と旗の波街頭啓発運動 ・二輪車交通安全啓発運動 ・こぐまクラブ交通安全啓発運動 ・交通安全歳末特別警戒運動 など
成果	<p style="background-color: #ffffcc;">（事務事業の実施成果を具体的に記載してください）</p> 市内での交通死亡事故及び交通事故件数が前年より減少した。
根拠法令等	<p style="background-color: #ffffcc;">（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策基本法 ・北海道交通安全基本条例 ・登別市交通安全条例

指標の推移

区 分		単位	区分	22年度 実績	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	市内の交通死亡事故件数	件	目標値	0	0	0	0	0
			実績値	1				
	市内の交通事故件数	件	目標値	0	0	0	0	0
			実績値	182				

事業費の推移

区 分		単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金 名称	千円						0
	道支出金 名称	千円						0
	地方債 名称	千円						0
	その他 名称	千円	716	494	666	666	666	1,998
	一般財源 名称	千円	784	1,307	889	889	889	2,667
合 計			1,500	1,801	1,555	1,555	1,555	4,665
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費		職 員	千円	1,733	1,779			
		嘱 託 員	千円	0	0			
		臨時職員	千円	0	0			
		合 計		1,733	1,779			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 交通安全対策基本法により、市は、交通安全計画の策定その他施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ることとされている。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 市民の安全を守るため幼児から高齢者までの交通安全教育・啓発などを実施し、運転者及び歩行者に対しての交通安全意識をより浸透させ、市内の交通事故発生件数、死亡事故件数が前年と比較し減少している。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 市民の生命の安全を守るため、より交通ルールの遵守や交通マナーの向上等の啓発活動を実施し、市内の事故発生件数や死者数及び負傷者数を現在よりも減少させることが必要である。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 啓発活動は、市、交通安全協会及び交通安全指導員により実施しており、人件費の削減は困難。 また、啓発用看板設置やカーブミラー調整についても可能な限り自前により対応している状況であり削減することは難しい。

担当グループによる評価

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	交通事故防止は、交通環境の整備や警察の取り締まりによるものだけではなく、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通マナーを向上させることが重要である。これまでの交通安全啓発や各種街頭啓発が浸透をみせ、市内の死亡交通事故及び交通事故件数は前年より減少しているため、継続的な啓発活動が必要と考える。
----	----------------------	--

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考
----	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）